

出生時育児休業（産後パパ育休）が 10月1日から始まりました

育児・介護休業法の改正に伴い、男性の育児休業取得を促進するために「出生時育児休業（産後パパ育休）」が令和4年10月1日に創設されました。

今までの制度と新しい制度の違い

新しい制度

今までの制度

「産後パパ育休」は育休とは別に取得可能、分割して2回取得できます。

	産後パパ育休 (R4.10.1～)	+	育児休業制度	育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能		原則 子が1歳 (最長2歳)まで	原則 子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで		原則 1ヶ月前まで	原則 1ヶ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めに纏めて申し出ることが 必要)		分割して2回取得可 能(取得の際にそれ ぞれ申出)	原則 分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した上で 育児休業中に就業することは 可能		原則 就業不可	原則 就業不可
1歳以降の 延長			育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半に限定
1歳以降の 再取得				再取得不可

さらに、本学でこれまで正職員に限定されていた、「配偶者の出産に係る特別休暇（2日）」が準職員及び契約職員も取得できるようになります。これらの詳細につきましては、女性医師・研究者支援センターホームページをご覧ください。

人事管理課までお問合せください。



産後パパ
育休は
こちらから

